

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

製品輸入促進税制

Q: 当社は製造業を営んでいます。円高なので製品を輸入しようと思っています。税務上何か特典はありますか。

A: 青色申告法人で、次のいずれかに該当するものが平成2年4月1日から9年3月31日を含む各事業年度に輸入促進対象製品の輸入を行なった場合において、製品輸入増加割合が2%以上であるときは、割増償却または税額控除が認められています。

(1) 適用対象者

- ① 国内で主として製造業を営むものうち、適用年度の製造業に係る収入金額の総収入金額に対する割合が50%超の法人
- ② 発行済株式総数が、製造業を営む外国法人に所有されている内国法人でその外国法人の製造した輸入促進対象製品を国内で販売する法人のうち一定のもの

(2) 割増償却

適用対象者の適用事業年度末に有する機械及び装置でその製造業の用に供されているものうち、適用年度又は適用年度開始の前日2年以内に開始した各事業年度に取得したものについて、その機械等の普通償却限度額の10%（2年4月1日以後に輸入したものは20%）の割増償却が認められます。

(3) 税額控除

製品輸入増加額に一定の税額控除割合を乗じて計算した金額が税額から控除されます。

